

# 令和6年度 臼杵市医学生奨学生募集要項



臼杵市では、臼杵で育つ子どもたちの「夢」を叶えるため、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって医学部への修学が困難で、かつ、臼杵市の医療を支える医師の育成・確保を目的に、将来市内の医療機関の業務に従事しようとする学生を対象に臼杵市医師会と協働して、医学生奨学金制度を制定し、下記のとおり募集します。

## ○応募資格

奨学生となる者は、次の要件を備えている方に限ります。

- (1) 本人または生計維持者（保護者）が、申請時に臼杵市に住所を有し、将来、臼杵市内の医療機関の業務に従事することを考えていること
- (2) 医学部医学課程に現に在学する者または入学が見込める者
- (3) 学業人物ともに優秀と認められる者
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難な者

## ○募集人員及び奨学金の額

- (1) 募集人員 2名
- (2) 奨学資金 奨学金 50,000円（月額：1年～3年生）  
100,000円（月額：4年～6年生）  
入学準備金 100,000円（令和6年度入学者に限ります。）
- (3) 貸与期間 令和6年4月から在学する大学の正規の最短修業期間まで
- (4) 貸与方法 奨学資金は無利子です（奨学資金については、毎月生計維持者（保護者）または本人に交付します。）。

## ○応募の際に提出する書類

- (1) 臼杵市医学生等奨学資金申請書
  - (2) 臼杵市医学生等奨学資金推薦調書（出身高等学校長による推薦）
  - (3) 大学の成績証明書（すでに1年以上在学している場合は必要です。）  
※担当職員による住民情報及び税務情報の閲覧、取得に同意されない場合は、以下の書類も必要です。
  - (4) 本人および生計維持者（保護者）世帯全員分の住民票（世帯主、続柄の記載があるもの）
  - (5) 世帯の所得課税証明書
- ※（1）、（2）の様式は臼杵市のホームページからダウンロードできます。

○募集期間 令和5年10月2日（月）～令和6年4月5日（金）17時15分  
（郵送の場合は 令和6年4月5日（金）消印有効）

## ○奨学生の決定

提出された書類により選考委員会を経て決定し、本人に通知します（令和6年4月下旬頃）。  
通知後2週間以内に連帯保証人と連署した保証書および誓約書兼同意書を提出していただきます。

## ○成績表等の提出

(1) 毎学年末には大学の成績証明書等を提出していただきます。

## ○休止および廃止

次のような場合は、奨学資金の貸与を休止または廃止することがあります。

- (1) 奨学資金の貸与を必要としなくなり、または辞退した場合
- (2) 休学または退学した場合
- (3) 学業成績または素行が著しく不良となった場合
- (4) 傷病等のため学業を続ける見込みのなくなった場合
- (5) 生計維持者（保護者）および本人が臼杵市の住民でなくなった場合
- (6) 必要な書類の提出がなされない場合 など

## ○奨学資金の返還

貸与終了後には、「奨学資金借用証書」を提出していただき、6年間貸与した場合、18年以内に返還していただきます。

## ○返還の猶予

進学や疾病その他やむを得ない事情（※）があるとき、貸付期間の2倍に相当する期間を経過していないとき、または、臼杵市内の医療機関において医師として業務に従事しているときは、返還の猶予を申請することができます。

（※）その他やむを得ない事情

- (1) 奨学生が医学部を卒業した日から経済的に安定するまでに時間を要するとき 6月
- (2) 臼杵市内の医療機関での業務従事を目指す者が、卒業までに医師の免許を取得することができなかった場合であって引き続き医師の免許を取得するため学業に努めるとき 1年

## ○返還の免除

6年間貸与した場合、卒業後18年以内に貸与期間と同期間、臼杵市内の医療機関に勤務すれば、返還の免除の申請をすることができます。ただし、既に返還した奨学資金については、免除できません。

## ○他の奨学金制度との併給

本制度は他の奨学金制度（大分県医師修学資金等）との併給が可能です。ただし、他の奨学金制度側に併給できない旨の規定がある場合がありますので、ご確認ください。

## ○異動の届出

奨学生は、休学、転学、復学、退学および住所変更など重要な事項に異動があった場合は、速やかに異動届出書、住所変更届の提出をしてください。

## ○提出および問合せ先

〒875-8501 臼杵市大字臼杵 72 番 1  
臼杵市役所 臼杵庁舎 保険健康課 奨学金担当  
電話 0972-63-1111 （内線1361）  
FAX 0972-64-0964